

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

第12回がん診療提供体制のあり方検討会に関する指定要件に検討会	資料 3-1 別添
令和元年6月12日	

① パネル検査を実施できる体制がある(外部機関との委託を含む)

第2回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するWG	資料 3
令和元年5月27日	

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者認定を受けた臨床検査室及び病理検査室を有する(ただし、病理検査室の外部認定は2年間の経過措置を設ける)。 ○ 組織検体の取扱いが明文化されており、処理等が適切に記録される。 ○ シークエンスの実施について、自施設内で行う場合は、明文化された手順に従ってシークエンスが実施され、その結果が適切に記録されること。 ○ シークエンスの実施について、シークエンスを適切に行うことができる医療機関又は検査機関へ委託する場合は、個人情報の取扱いなどについて、適切に取り決めをした上で、依頼すること。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病理検査室に病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が複数名配置されている。なお、そのうち2名以上は、エキスパートパネルの構成員である。 ○ 病理検査室に病理検体の取扱いに関する高い専門性を有する常勤の臨床検査技師が1名以上配置されている。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者認定を受けた臨床検査室及び病理検査室を有する(ただし、臨床検査室及び病理検査室の外部認定は、次回更新時までの経過措置を設ける)。 ○ 組織検体の取扱いが明文化されており、処理等が適切に記録される。 ○ シークエンスの実施について、自施設内で行う場合は、明文化された手順に従ってシークエンスが実施され、その結果が適切に記録されること。 ○ シークエンスの実施について、シークエンスを適切に行うことができる医療機関又は検査機関へ委託する場合は、個人情報の取扱いなどについて、適切に取り決めをした上で、依頼すること。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病理検査室に病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が複数名配置されている。なお、そのうち2名以上は、エキスパートパネルの構成員である。 ○ 病理検査室に病理検体の取扱いに関する高い専門性を有する常勤の臨床検査技師が1名以上配置されている。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第三者認定を受けた臨床検査室及び病理検査室を有することが望ましい。 ○ 組織検体の取扱いが明文化されており、処理等が適切に記録される。 ○ 準備した検体について、連携するがんゲノム医療中核拠点病院等に適切に送付できる体制が整備されている。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病理検査室に病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が1名以上配置されている。 ○ 病理検査室に病理検体の取扱いに関する高い専門性を有する常勤の臨床検査技師が1名以上配置されている。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

② パネル検査結果の医学的解釈可能な専門家集団を有している

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子パネル検査の結果を医学的に解釈するための多職種による検討会(以下「エキスパートパネル」という。)が、月1回以上開催される。 ○ エクスパートパネルでは、がんゲノム医療連携病院から依頼された遺伝子パネル検査の結果についても検討することとし、検討した内容等については、当該がんゲノム医療連携病院に適切に情報提供すること。 <p>【診療従事者】 エキスパートパネルの構成員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する診療領域の異なる常勤の医師が複数名含まれている。 ○ 遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上含まれている。 ○ 遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が1名以上含まれている。 ○ 病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が複数名含まれている。 ○ 分子遺伝学やがんゲノム医療に関する十分な知識を有する専門家が1名以上含まれている。 ○ 自施設で遺伝子パネル検査を実施する施設については、次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析等に必要バイオインフォマティクスに関する十分な知識を有する専門家が1名以上含まれていること。 ○ 小児がん症例を検討する場合には、小児がんに関する専門的な知識を有し、かつエキスパートパネルに参加したことがある者が1名以上含まれていること。 ○ 対象患者の主治医又は当該主治医に代わる医師が参加すること。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝子パネル検査の結果を医学的に解釈するための多職種による検討会(以下「エキスパートパネル」という。)が、月1回以上開催される。 ○ エクスパートパネルでは、がんゲノム医療連携病院から依頼された遺伝子パネル検査の結果についても検討することとし、検討した内容等については、当該がんゲノム医療連携病院に適切に情報提供すること。 <p>【診療従事者】 エキスパートパネルの構成員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する診療領域の異なる常勤の医師が複数名含まれている。 ○ 遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上含まれている。 ○ 遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が1名以上含まれている。 ○ 病理学に関する専門的な知識及び技能を有する常勤の医師が複数名含まれている。 ○ 分子遺伝学やがんゲノム医療に関する十分な知識を有する専門家が1名以上含まれている。 ○ 自施設で遺伝子パネル検査を実施する施設については、次世代シーケンサーを用いた遺伝子解析等に必要バイオインフォマティクスに関する十分な知識を有する専門家が1名以上含まれていること。 ○ 小児がん症例を検討する場合には、小児がんに関する専門的な知識を有し、かつエキスパートパネルに参加したことがある者が1名以上含まれていること。 ○ 対象患者の主治医又は当該主治医に代わる医師が参加すること。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エクスパートパネルが開催される際には、がんゲノム医療連携病院の主治医又は当該主治医に代わる医師が参加し、示された内容について、患者に説明できる体制が整備されていること。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

③ 遺伝性腫瘍等の患者に対して専門的な遺伝カウンセリングが可能である

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門が設置されており、当該部門が、複数の診療科と連携可能な体制が整備されている。 ○ 遺伝子パネル検査の二次的所見として、生殖細胞系列変異が同定された場合の対応方針について、明文化された規定がある。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、その長として、常勤の医師が配置されている。 ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上配置されている。また、当該医師のうち、少なくとも1名は、エキスパートパネルの構成員であること。 ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が1名以上配置されている。また、当該者のうち、少なくとも1名は、エキスパートパネルの構成員であること。 ○ 患者に遺伝子パネル検査の補助説明を行ったり、遺伝子パネル検査において二次的所見が見つかった際に、患者を遺伝カウンセリング等を行う部門につないだりする者が、院内に複数名配置されている。 <p>【診療実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝性腫瘍に係る遺伝カウンセリングを、申請時点よりさかのぼって、1年の間に、10人程度に対して実施している。 ○ 遺伝性腫瘍に係る遺伝学的検査を、申請時点よりさかのぼって、1年の間に、10件程度実施している。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門が設置されており、当該部門が、複数の診療科と連携可能な体制が整備されている。 ○ 遺伝子パネル検査の二次的所見として、生殖細胞系列変異が同定された場合の対応方針について、明文化された規定がある。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、その長として、常勤の医師が配置されている。 ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上配置されている。また、当該医師のうち、少なくとも1名は、エキスパートパネルの構成員であること。 ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が1名以上配置されている。また、当該者のうち、少なくとも1名は、エキスパートパネルの構成員であること。 ○ 患者に遺伝子パネル検査の補助説明を行ったり、遺伝子パネル検査において二次的所見が見つかった際に、患者を遺伝カウンセリング等を行う部門につないだりする者が、院内に複数名配置されている。 <p>【診療実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝性腫瘍に係る遺伝カウンセリングを、申請時点よりさかのぼって、1年の間に、10人程度に対して実施している。 ○ 遺伝性腫瘍に係る遺伝学的検査を、申請時点よりさかのぼって、1年の間に、10人程度実施している。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門が設置されており、当該部門が、複数の診療科と連携可能な体制が整備されている。 ○ 遺伝子パネル検査の二次的所見として、生殖細胞系列変異が同定された場合の対応方針について、明文化された規定がある。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、その長として、常勤の医師が配置されている。 ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師が1名以上配置されている。 ○ 遺伝カウンセリング等を行う部門に、遺伝医学に関する専門的な遺伝カウンセリング技術を有する者が1名以上配置されている。 ○ 患者に遺伝子パネル検査の補助説明を行ったり、遺伝子パネル検査において二次的所見が見つかった際に、患者を遺伝カウンセリング等を行う部門につないだりする者が、院内に1名以上配置されている。 <p>【診療実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺伝性腫瘍に係る遺伝カウンセリングを、申請時点よりさかのぼって、1年の間に、1人以上に対して実施している。 ○ 遺伝性腫瘍に係る遺伝学的検査を、申請時点よりさかのぼって、1年の間に、1件以上実施している。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

④ パネル検査等の対象者について一定数以上の症例を有している

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
○ がん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院及び地域がん診療病院のこと。以下同じ。)又は小児がん拠点病院である。	○ がん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院及び地域がん診療病院のこと。以下同じ。)又は小児がん拠点病院である。	○ がん診療連携拠点病院等(都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院及び地域がん診療病院のこと。以下同じ。)又は小児がん拠点病院である。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

⑤ パネル検査結果や臨床情報等について、セキュリティが担保された適切な方法で収集・管理することができ、必要な情報については「がんゲノム情報管理センター」に登録する

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療に関するデータ管理を行う部門が設置されている。 ○ 国立研究開発法人国立がん研究センターの「がんゲノム情報管理センター」に、がんゲノム医療を受ける患者の臨床情報(がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議が定める項目)やゲノム情報(塩基配列の元データ(FASTQ/BAM)及び遺伝子変異リスト(VCF/XML))等の必要な情報を、患者の同意の下で、適切に登録できる体制が整備されている。 ○ 患者の臨床情報やゲノム情報等について、セキュリティが担保された適切な方法で収集・管理することができる体制が整備されている。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療に関するデータ管理を行う部門に、常勤の職員が責任者として配置されている。 ○ がんゲノム医療に関するデータ管理を行う部門に、がんゲノム医療を受ける患者の臨床情報及びゲノム情報を収集・管理する実務担当者が、1名以上が配置されている。なお、当該実務者は、専従であることが望ましい。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療に関するデータ管理を行う部門が設置されている。 ○ 国立研究開発法人国立がん研究センターの「がんゲノム情報管理センター」に、がんゲノム医療を受ける患者の臨床情報(がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議が定める項目)やゲノム情報(塩基配列の元データ(FASTQ/BAM)及び遺伝子変異リスト(VCF/XML))等の必要な情報を、患者の同意の下で、適切に登録できる体制が整備されている。 ○ 患者の臨床情報やゲノム情報等について、セキュリティが担保された適切な方法で収集・管理することができる体制が整備されている。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療に関するデータ管理を行う部門に、常勤の職員が責任者として配置されている。 ○ がんゲノム医療に関するデータ管理を行う部門に、がんゲノム医療を受ける患者の臨床情報及びゲノム情報を収集・管理する実務担当として、1名以上が配置されている。なお、当該実務者は、専従であることが望ましい。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療を受ける患者のエキスパートパネルに必要な臨床情報等を、連携するがんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院に提供する体制が整備されている。 ○ 国立研究開発法人国立がん研究センターの「がんゲノム情報管理センター」に、がんゲノム医療を受ける患者の臨床情報(中核拠点病院等連絡会議が定める項目)やゲノム情報(塩基配列の元データ(FASTQ/BAM)と遺伝子変異リスト(VCF/XML))等の必要な情報を、患者の同意の下で、適切に登録できる体制が整備されている。 ○ 患者のゲノム情報や臨床情報等について、セキュリティが担保された適切な方法で収集・管理することができる体制が整備されている。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療に関する情報の取扱いに関して、がんゲノム医療に係わるデータ管理を行う責任者が定められている。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

⑥ 手術検体等生体試料を新鮮凍結保存可能な体制を有している

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん組織及び非がん組織等のペア検体の凍結保存する場合を含め、患者の同意の下で、臓器横断的に検体が、適切に保管・管理される体制が整備されている。 ○ 組織検体の取扱いについて、明文化されており、組織検体が、適切に処理・保管・管理される体制が整備されている。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん組織及び非がん組織等のペア検体の凍結保存する場合を含め、患者の同意の下で、臓器横断的に検体が、適切に保管・管理される体制が整備されている。 ○ 組織検体の取扱いについて、明文化されており、組織検体が、適切に処理・保管・管理される体制が整備されている。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がん組織及び非がん組織等のペア検体の凍結保存する場合を含め、患者の同意の下で、臓器横断的に検体が、適切に保管・管理される体制が整備されている。 ○ 組織検体の取扱いについて、明文化されており、組織検体が、適切に処理・保管・管理される体制が整備されている。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

⑦ 先進医療、医師主導治験、国際共同治験も含めた臨床試験・治験等の実施について適切な体制を備えており、一定の実績を有している

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療中核拠点病院は、臨床研究中核病院であることが望ましい。臨床研究中核病院でない場合は、臨床研究中核病院における臨床研究の実施体制に準じて、医療法施行規則第9条の25各号に掲げる体制が整備されていること。 <p>【診療実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未承認薬又は適応拡大に関するがん薬物療法の企業治験、医師主導治験、又は先進医療Bにおいて、新規の患者を、申請時点よりさかのぼって、<u>過去3年の間に、合計 100 人以上登録した実績がある。</u> ○ 新規の医師主導治験又は先進医療 B を、申請時点よりさかのぼって、過去3年の間に、主導的に複数件実施した実績があること。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に関わる安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という。)が設置されている。 ○ 医療に関わる安全管理のための指針を整備すること、必要な会議を開催すること、職員研修を行うこと、適切に事故報告を行うことが可能であること等の医療安全に関する体制が整備されている。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全責任者が配置されていること。 ○ 医療安全管理部門には、専任の医師、薬剤師及び看護師が配置されている。 <p>【診療実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未承認薬又は適応拡大に関するがん薬物療法の企業治験、医師主導治験、又は先進医療Bにおいて、新規の患者を、申請時点よりさかのぼって、<u>過去3年の間に、合計 100 人以上登録した実績があることが望ましい。</u> 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に関わる安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という。)が設置されている。 ○ 医療に関わる安全管理のための指針を整備すること、必要な会議を開催すること、職員研修を行うこと、適切に事故報告を行うことが可能であること等の医療安全に関する体制が整備されている。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全責任者が配置されていること。 ○ 医療安全管理部門には、専任の医師、薬剤師及び看護師が配置されている。 <p>【診療実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未承認薬又は適応拡大に関するがん薬物療法の企業治験、医師主導治験、又は先進医療Bにおいて、新規の患者を、申請時点よりさかのぼって、<u>過去3年の間に、合計2人以上登録した実績がある。</u> ○ 小児を専門に扱う施設の場合は、小児を対象とした企業治験、石主導治験又は先進医療 B において、新規の患者を、申請時点よりさかのぼって、過去3年の間に、合計2人以上登録した実績があること。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

⑧ 医療情報の利活用や治験情報の提供等について患者等にとって分かりやすくアクセスしやすい窓口を有している

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療を統括する部門が設置されていること。 ○ 病院内のがん相談支援センターにおいて、がんゲノム医療に関する情報を患者・家族に提供できる体制が整備されている。 ○ 患者・研究対象者等に対する相談窓口を設置する等、患者及び研究対象者等からの苦情、相談に応じられる体制が整備されていること。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療を統括する部門の責任者は常勤の医師である。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療を統括する部門が設置されていること。 ○ 病院内のがん相談支援センターにおいて、がんゲノム医療に関する情報を患者・家族に提供できる体制が整備されている。 ○ 患者・研究対象者等に対する相談窓口を設置する等、患者及び研究対象者等からの苦情、相談に応じられる体制が整備されていること。 <p>【診療従事者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療を統括する部門の責任者は常勤の医師である。 	<p>【診療機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院内のがん相談支援センターにおいて、がんゲノム医療に関する情報を患者・家族に提供できる体制が整備されている。 ○ 患者・研究対象者等に対する相談窓口を設置する等、患者及び研究対象者等からの苦情、相談に応じられる体制が整備されていること。

人材育成・情報共有などについて

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療拠点病院及び連携病院と、がんゲノム医療に関わる合同の会議を定期的に開催し、日頃から、情報共有・連携体制の構築に努めること。 ○ がんゲノム医療に従事する医療者に対して、がんゲノム医療拠点病院及び連携病院と必修な研修を行い、また、業務に関する講習会等の受講を促すこと。 ○ がんに関連する臨床研究・治験等に関して、がん診療連携拠点病院等や小児がん拠点病院に対し、適切に情報提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療中核拠点病院とのがんゲノム医療に関わる合同の会議に定期的に参加し、日頃から、情報共有・連携体制の構築に努めること。 ○ がんゲノム医療に従事する医療者に対して、がんゲノム医療中核拠点病院と連携し、必修な研修を行い、また、業務に関する講習会等の受講を促すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療中核拠点病院とのがんゲノム医療に関わる合同の会議を定期的に参加し、日頃から、情報共有・連携体制の構築に努めること。 ○ がんゲノム医療に従事する医療者に対して、がんゲノム医療中核拠点病院と連携し、必修な研修を行い、また、業務に関する講習会等の受講を促すこと。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

指定の申請手続き等について、その他①

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けようとする医療機関は、指定された期限までに、所定の申請書及び添付書類を厚生労働大臣に提出する。 ○ がんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けた医療機関は、自らが連携するがんゲノム医療連携病院の候補となる医療機関を所定の添付書類に記載し、指定された期限までに、厚生労働大臣に提出すること。 ○ がんゲノム医療中核拠点病院の指定を受けた医療機関は、毎年10月末までに、自施設及び自らが選定したがんゲノム医療連携病院について、所定の「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。 ○ 本通知に係るがんゲノム医療中核拠点病院の指定は、初回の指定(2018年)の有効期間は2年間、2回目の指定(2020年)の有効期間も2年間とする。 ○ がんゲノム医療中核拠点病院の指定の更新を受けようとする医療機関は、指定の有効期間の満了する前年の10月末までに、所定の申請書及び添付書類を厚生労働大臣に提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療拠点病院の指定を受けようとする医療機関は、連携するがんゲノム医療中核拠点病院と協議のうえ、指定された期限までに、所定の申請書及び添付書類を厚生労働大臣に提出する。 ○ がんゲノム医療拠点病院の指定を受けた医療機関は、自らが連携するがんゲノム医療連携病院の候補となる医療機関を所定の添付書類に記載し、指定された期限までに、厚生労働大臣に提出すること。 ○ がんゲノム医療拠点病院の指定を受けた医療機関は、毎年10月末までに、自施設及び自らが選定したがんゲノム医療連携病院について、所定の「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。 ○ 本通知に係るがんゲノム医療拠点病院の初回の指定(2019年)の有効期間は2年半とする。 ○ がんゲノム医療拠点病院の指定の更新を受けようとする医療機関は、指定の有効期間の満了する前年の10月末までに、所定の申請書及び添付書類を厚生労働大臣に提出すること。 ○ がんゲノム医療拠点病院は、人材育成や治験・先進医療などにおいて、がんゲノム医療中核拠点病院と適切に連携すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がんゲノム医療連携病院は、連携するがんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院に、診療実績等について、所定の「現況報告書」を提出すること。 ○ がんゲノム医療連携病院は、人材育成や治験・先進医療などにおいて、がんゲノム医療中核拠点病院と適切に連携すること。 ○ がんゲノム医療連携病院は、がんゲノム医療において、原則1箇所のがんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院と連携すること。

がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件について(案)

指定の申請手続き等について、その他②

がんゲノム医療中核拠点病院	(新設)がんゲノム医療拠点病院(案)	がんゲノム医療連携病院
<p>○ 厚生労働大臣は、がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、当該病院に聴聞を行い、検討会の意見を参考として、その指定を取り消すことができる。</p> <p>○ 自らが選定したがんゲノム医療連携病院が、要件に欠くに至ったと認めるときは、厚生労働省と協議のうえ、その選定を取りやめることができる。なお、選定を取りやめる場合は、別途定める期限までに、厚生労働省に報告すること。</p>	<p>○ 厚生労働大臣は、がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、当該病院に聴聞を行い、検討会の意見を参考として、その指定を取り消すことができる。</p> <p>○ 自らが選定したがんゲノム医療連携病院が、要件に欠くに至ったと認めるときは、厚生労働省と協議のうえ、その選定を取りやめることができる。なお、選定を取りやめる場合は、別途定める期限までに、厚生労働省に報告すること。</p>	